

亀山市告示第21号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成25年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(応援券の様式) 第15条 応援券の様式は、次の表のとおりとする。		(応援券の様式) 第15条 応援券の様式は、次の表のとおりとする。	
寸法	縦 72.5ミリメートル 横 160ミリメートル	寸法	縦 72.5ミリメートル 横 160ミリメートル
用紙	<u>偽造防止加工</u> を施したもの	用紙	<u>エンボス加工</u> を施したもの
記載事項	表 発行元、管理番号、発行年月日及び有効期限 裏 流通確認欄	記載事項	表 発行元、管理番号、発行年月日及び有効期限 裏 流通確認欄
[2 略]		[2 略]	
備考 表中の [] の記載は注記である。			

附 則

この告示は、公表の日から施行する。